

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年3月8日(2012.3.8)

【公表番号】特表2010-516770(P2010-516770A)

【公表日】平成22年5月20日(2010.5.20)

【年通号数】公開・登録公報2010-020

【出願番号】特願2009-547312(P2009-547312)

【国際特許分類】

A 6 1 K 39/395 (2006.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 39/395 D

A 6 1 K 39/395 N

A 6 1 K 39/395 Y

A 6 1 P 35/00

A 6 1 P 43/00 1 1 1

A 6 1 K 45/00

【手続補正書】

【提出日】平成23年1月13日(2011.1.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

哺乳類におけるチロシンキナーゼ阻害剤耐性EGFR仲介性疾患を治療するための医薬組成物であって、該耐性EGFR仲介性疾患が変異体EGFRを生じるEGFRにおける二次変異の結果であり、該変異がEGFRvIII変異とは異なるものであり、変異体EGFRに結合し阻害することが可能な抗EGFR抗体の有効量を含む、医薬組成物。

【請求項2】

前記二次EGFR変異がEGFRチロシンキナーゼドメイン変異である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記チロシンキナーゼドメイン変異がT90Mである、請求項2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記抗EGFR抗体がmAb806抗体またはその活性断片である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項5】

前記mAb806が組換え抗体またはヒト化抗体である、請求項4に記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記抗EGFR抗体が、ABX-EGF(パニツムマブ)、DH8.3、L8A4、および/またはその活性断片から選択される、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記 E G F R 仲介性疾患が、癌であり、グリア芽腫、頭頸部癌、膵臓癌、肺癌、神経系の癌、消化管癌、前立腺癌、卵巣癌、乳癌、腎臓癌、網膜癌、皮膚癌、肝癌、泌尿生殖器癌および膀胱癌から選択される、請求項 1 に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

前記癌が、肺腺癌、肺扁平上皮癌または非小細胞肺癌である、請求項 7 に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

癌患者における E G F R 仲介性腫瘍増殖を減少させるための医薬組成物であって、該癌患者は予め 1 以上のチロシンキナーゼ阻害剤により治療され再発性疾患および腫瘍増殖を発症しており、再発性疾患および腫瘍増殖が阻害および減少されるよう有効量の抗 E G F R 抗体を含む、医薬組成物。

【請求項 10】

前記抗 E G F R 抗体が m A b 8 0 6 抗体またはその活性断片である、請求項 9 に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

前記 m A b 8 0 6 が組換え抗体またはヒト化抗体である、請求項 10 に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

前記抗 E G F R 抗体が、A B X - E G F (パニツムマブ)、D H 8 . 3、L 8 A 4、および / またはその活性断片から選択される、請求項 9 に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

前記癌患者が、E G F R チロシンキナーゼドメイン変異である二次 E G F R 変異を発生する、請求項 9 に記載の医薬組成物。

【請求項 14】

前記チロシンキナーゼドメイン変異が T 7 9 0 M である、請求項 13 に記載の医薬組成物。

【請求項 15】

チロシンキナーゼ阻害剤および抗 E G F R 抗体を含む、哺乳類における E G F R 仲介性癌を治療するための医薬組成物であって、チロシンキナーゼ阻害剤に耐性のある潜在的な二次変異体 E G F R を阻害するために、該抗 E G F R 抗体がセカンドライン療法としてチロシンキナーゼ阻害剤による治療後に投与される、医薬組成物。

【請求項 16】

前記 E G F R 仲介性癌が、グリア芽腫、頭頸部癌、膵臓癌、肺癌、神経系の癌、消化管癌、前立腺癌、卵巣癌、乳癌、腎臓癌、網膜癌、皮膚癌、肝癌、泌尿生殖器癌および膀胱癌から選択される、請求項 15 に記載の医薬組成物。

【請求項 17】

前記癌が肺腺癌、肺扁平上皮癌または非小細胞肺癌である、請求項 16 に記載の医薬組成物。

【請求項 18】

前記チロシンキナーゼ阻害剤が可逆的チロシンキナーゼ阻害剤である、請求項 15 に記載の医薬組成物。

【請求項 19】

前記可逆的チロシンキナーゼ阻害剤が、アニリニキナゾリン (a n i l i n i q u i n a z o l i n e) であり、ゲフィチニブ、エルロチニブ、A G 1 4 7 8、S T 1 5 7 1 および S U - 6 6 6 8 から選択される、請求項 18 に記載の医薬組成物。

【請求項 20】

前記チロシンキナーゼ阻害剤が、不可逆的チロシンキナーゼ阻害剤である、請求項 15 に記載の医薬組成物。

【請求項 21】

前記不可逆的チロシンキナーゼ阻害剤が、E K B - 5 6 9、E K I - 5 6 9、H K I -

272、H K I - 357 および B I B W 2992 から選択される、請求項 20 に記載の医薬組成物。